

# 過誤調整の取り扱いについて

## 通常の過誤処理

### 1. 過誤申立

事業所及び保険者が過誤の申し立てを行うときは、保険者ごとに「介護給付費過誤申立書」を作成し、事業所は該当の保険者に提出する。

### 2. 過誤申立書情報の提出について（保険者→国保連合会）

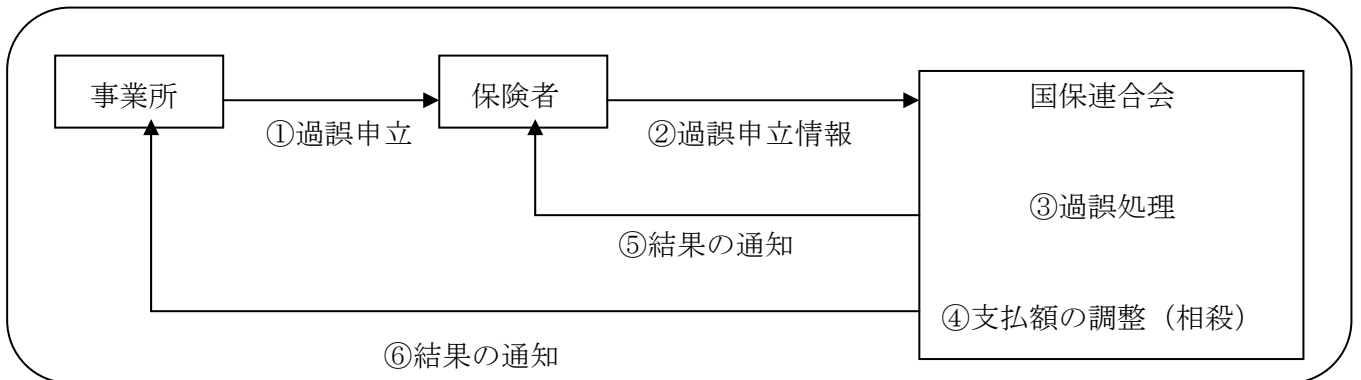
提出媒体…伝送又は磁気媒体（FD、MO）又は帳簿

提出期間…処理月の15日～20日

（磁気媒体・帳票については、20日が休日の場合は翌平日まで）

※送付票を提出すること（8ページ参照）

### 3. 過誤処理の流れ



	処 理 内 容	処 理 日 程 (例：平成19年6月処理)
①	サービス事業所等は、支払決定済みの介護給付費明細書に誤り、請求もれ等があった場合、保険者に過誤申立を行う。	6月15日締め切り
②	当該保険者は、サービス事業所等から申立てのあった明細書が保険者保有の給付実績に存在するか確認し、「介護給付費過誤申立書」を毎月20日までに国保連合会へ提出する。	6月20日締め切り
③	国保連合会は、申立書に基づき、当該給付実績の取り下げ（削除）を行う。	6月下旬
④	通常審査分の支払額から過誤処理分の金額を相殺し、支払額を調整する。	6月下旬
⑤	過誤調整の結果（介護給付費過誤決定通知書情報）を当該保険者に通知する（公費併用の場合は、公費負担者にも通知する）。	7月6日頃
⑥	国保連合会は当該サービス事業所等に過誤処理結果を通知する（介護給付費過誤決定通知書）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝送の事業所 7月6日頃</li> <li>・伝送以外の事業所 7月20日</li> </ul>

#### 4. 事業所への支払額調整のイメージ

##### 【例① 相殺が可能な場合】

過誤処理：平成19年6月処理

取り下げ金額：100,000円

平成19年6月請求額（平成19年5月サービス提供分）：800,000円

平成19年6月請求  
に対する支払額  
800,000円

—

平成19年6月過誤  
処理に伴う取り下げ額  
100,000円

=

平成19年7月25日  
支払額  
700,000円

##### 【例② 相殺できない場合】

過誤処理：平成19年6月処理

取り下げ金額：700,000円

平成19年6月請求額（平成19年5月サービス提供分）：500,000円

平成19年6月請求  
に対する支払額  
500,000円

—

平成19年6月過誤  
処理に伴う取り下げ額  
700,000円

=

—200,000円  
(相殺できない)

→

平成19年7月20日  
までに国保連合会へ返納  
200,000円

(請求に対する支払額) < (取り下げとなる金額)

#### 5. 過誤申し立てにかかる注意点

- (1) ①同一審査月内に提出された場合（審査中の請求明細書）②既に返戻されている場合（給付実績が存在しない）、請求明細書の過誤申立処理はできない。
- (2) 請求明細書本体の請求額が全額調整される（請求金額の部分調整が不可能）
- (3) 申立書では、給付管理票の取り下げはできない。
- (4) 給付管理票「取消分」が提出された場合、当該給付管理票に記載されているサービス事業所及び居宅介護支援事業所の給付実績は、事業所から過誤申立書の提出がなくても自動的に過誤処理される。→過誤決定通知書に載るので、実績が消えたこともその都度確認しておく。
- (5) 申立理由コードは「過誤申立事由コード一覧」（4・5ページ）を参照。  
事業所番号と識別番号（請求書様式番号）を給付実績情報で必ず確認をとる。
- (6) 新潟県では台帳過誤を行っていない。→台帳過誤の申立理由コードを使用しないこと。

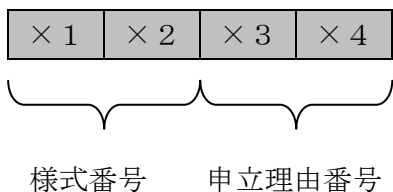
#### 6. 過誤処理後の再請求

事業所は、国保連合会から過誤決定通知書を受け取り、過誤処理された結果を確認し、訂正した介護給付費明細書を国保連合会へ再請求する。（過誤処理を行わずに再請求した場合は重複請求により、返戻になる。）

## 7. 過誤申立事由コードの設定について

### (1) コードの設定について

4桁のうち前2桁に様式番号、後2桁に申立理由番号を組み合わせた設定となる。



### (2) 申立理由番号

申立理由 番 号	申 立 内 容	備 考
0 2	請求誤りによる実績の取り下げ	
0 9	時効による保険者申立の取り下げ	消滅時効に該当する給付実績を取り下げる場合に使用する。「請求時効該当確認リスト」で確認可能。
2 9	時効による公費負担者申立の取り下げ	
4 2	適正化による保険者申立の過誤取り下げ	介護給付適正化事業の取り組みにかかる申立の場合（保険者から過誤申立を促した場合も含む）に使用する。
5 2	適正化による公費負担者申立の過誤取り下げ	
9 9	その他の事由による実績の取り下げ	

※ インタフェース仕様書に記載のある「申立理由番号01：台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整」は設定しないこと。仮に誤って台帳過誤の申立理由コードを設定した場合、過誤決定通知書に当該過誤情報は記載されるが、給付実績は取り下げられない。